

札幌市 I C T 活用工事試行要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、札幌市発注工事において I C T (情報通信技術) を活用することにより、生産性及び施工時の安全性の向上が期待される工事を試行するにあたり必要な事項を定めるものである。

なお、運用に当たっては、別途定める「I C T 工種要領」により実施するものとする。

(I C T 活用工事)

第2条 I C T 活用工事とは、以下に示す各施工プロセスにおいて I C T を活用する工事をいう。

(1) 3次元起工測量

3次元測量データを取得するため、空中写真測量(無人航空機)、レーザースキャナー、その他3次元計測技術のいずれかを用いて起工測量を行う。

(2) 3次元設計データ作成

3次元出来形管理を行うため、発注図書及び3次元起工測量で得たデータを基に3次元設計データを作成。

(3) I C T 建設機械による施工

3次元データを用いて、マシンコントロール(MC)又はマシンガイダンス(MG)を搭載した建設機械(I C T 建設機械)により施工。

(4) 3次元出来形管理等の施工管理

空中写真測量(無人航空機)、レーザースキャナー、その他3次元計測技術のいずれかを用いて行う3次元出来形管理等の施工管理。

(5) 3次元データの納品

3次元出来形管理等の施工管理データを工事完成図書の一として納品。

(試行対象)

第3条 試行対象とする I C T 工種は以下のとおりとする。

- ・ 土工(I C T) ※
- ・ 土工1000m³未満(I C T) ※
- ・ 作業土工(床堀)(I C T)
- ・ 地盤改良工(I C T) ※
- ・ 舗装工(I C T) ※
- ・ 舗装工(修繕工)(I C T) ※
- ・ 付帯構造物設置工(I C T)
- ・ 法面工(I C T)
- ・ 小規模土工(I C T)

※がある工種は、札幌市 I C T 活用工事要領があるもの。

(工事発注)

第4条 対象となる試行工事は、発注時に特記仕様書にて所定の要領を明記するものとし、受注者からの希望により、受発注者が協議の上で実施する「受注者希望型」方式とする。

(特記仕様書への条件明示【参考】)

第5条 特記仕様書に追記する記載例は、以下のとおりとする。

第〇〇条 ICT活用工事について

本工事は、札幌市ICT活用工事試行要綱に基づく、対象工事である。

実施にあたっては、下記の札幌市ホームページに掲載されている要領によるものとする。

なお、対象ICT工種は●●工である。

札幌市要領：[HPのアドレス](#)

(参考) 国土交通省の各種要領：[国のアドレス](#)

(試行実施手続)

第6条 工事契約後、監督員は、請負人とICT活用（ICT活用範囲・施工方法・積算基準・検査手法等）について「様式 実施協議書」を用いて協議を行う。請負人は、本協議に基づいた事項も含めた施工計画書を提出し、監督員の承諾を得なければならない。

(適用基準等)

第7条 ICT活用工事の実施にあたっては、本試行要綱に定めがないものは、原則として、国土交通省が定めるICT活用工事に関する各種要領、及び技術基準類を準用する。

(工事成績評定)

第8条 ICT活用工事を実施した工事の工事成績は、以下の条件を満たした場合、工事主任の創意工夫において評定する。

- 2 第2条にある各施工プロセスの何れかの段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く）は1点加点。
- 3 第2条にある各施工プロセス全ての段階でICTを活用した工事は2点加点。

(工事費の積算)

第9条 発注時における工事費の積算は、原則として、ICT活用工事によらない従来積算基準によるものとする。第6条に基づきICT活用工事を実施する場合、ICT活用工事に関わる項目について、札幌市のICT工種要領（特に定めがない事項については国のICT各工種の積算基準等に基づく）により積算を行い、設計変更を行うものとする。

(研修等の実施)

第10条 各発注部局においては、ICT活用工事の推進を目的として、官民等を対象とした研修会等の随時実施及び参加するものとする。

また、普及状況を勘案し、より実践的な内容の開催についても検討するものとする。

(施工承諾)

第11条 対象工事以外において、施工承諾によりICT活用工事を施工できるものとする。その場合、本試行要綱及び札幌市のICT工種要領（特に定めがない事項については国のICT各工種の積算基準等に基づく）により実施するものとするが、ICTの活用に必要な経費は全て受注者の負担とすることとし、第9条は適用しないものとする。

(その他)

第12条 ICT活用工事は本試行要綱を基本とするが、各発注部局において、現場の活用状況に応じた独自基準の策定については、本要領の主旨に反しない限り認めるものとする。